

# 駒込校舎動物飼育室使用要綱

2023年3月24日改定

## 1. 動物飼育室の区画

別図のように動物準備室、動物飼育室、動物実験室、洗浄室等に区画されている。

## 2. 動物飼育室で飼育できる実験用動物

ラット、マウス、ハムスター、モルモット、スunksおよびウサギとする。

## 3. 動物実験を始める際の手順と提出書類

①動物実験開始 2週間前までに、「動物実験計画書」を動物実験倫理委員会に提出し、倫理審査を受け承認を得ること。

②動物実験に変更及び追加が生じた場合は「動物実験計画書」の変更・追加申請を動物実験倫理委員会に提出すること。

③動物実験の期間中、最低1回は自己点検票の記入を行うこと。

④動物実験が終了した場合、または、中止に至った場合には、「動物実験終了・中止報告書」を動物実験倫理委員会に提出すること。

⑤万が一、動物が逸走した場合には、捕獲網等を用いて逃亡を阻止すること。その上で、「動物の逸走に関する届出」を動物実験倫理委員会に提出すること。

⑥地震や火事等の不測の事態に備えて、動物実験を実施する前には「駒込校舎実験動物緊急時対応マニュアル」に従った対応を熟知しておくこと。

## 4. 使用一般原則

①動物飼育室入口で専用の履物に替えること

②動物飼育室内に入る者は、白衣、マスクを着用すること。

③動物飼育室内の作業にさいしては、できるだけ塵埃等を発生させないようにすること。

特に、ケージ内の床敷きは委員会が指定したものを使用し、木製チップ類は使用しないこと。

④動物飼育室で飼育されていた実験用動物は、生存したままあるいは死骸の状態で動物飼育室外に持ち出さないこと。ただし、学生実験については、動物飼育室で飼育された実験用動物を生存したまま動物飼育室外へ持ち出すことを認めるが、動物飼育室外に持ち出した実験用動物を動物飼育室に戻すことはできない。

⑤処分すべき死骸等は、動物準備室内の専用冷凍庫内に紙で包装して保管すること。冷凍庫内が満杯になった際は、動物飼育室管理担当研究室\*へ連絡すること。

⑥動物飼育室内で共同使用する消耗品（一般固形餌、ゴミ袋、ペーパータオル、マスク、洗剤、手洗い用石鹼液・殺菌消毒剤、スポンジ、給水瓶、飼料入れ）の購入については、動物飼育室管理担当研究室へ依頼をすること。

⑦飼育室内は、温度  $22 \pm 1^{\circ}\text{C}$ 、湿度  $55 \pm 5\%$  で設定されている。異常がみられる場合には、至急、動物飼育室管理担当研究室へ連絡すること。

## 5. 動物飼育室等の使用目的等

### ①動物飼育室

i. 実験用動物の体重、および飼料摂取量、水分摂取量の測定、採尿（代謝ケージ利用）等を行う。

### ②動物準備室

i. 餌類、ケージ類、検体（ $-40^{\circ}\text{C}$  及び  $-80^{\circ}\text{C}$  冷凍庫）、死骸（ $-20^{\circ}\text{C}$  冷凍庫）を保管する。

### ③動物実験室

i. 実験用動物の経時的採血、血圧測定等を行うものとする。

ここで使用するために各研究室が持ち込んだ器具類は、終了後に全て研究室に持ち

帰ることとする。

- ii. 実験用動物を最終処分する際、採血、解剖・臓器摘出等を行うものとする。  
ここで使用するために各研究室が持ち込んだ器具類は、終了後に全て研究室に持ち帰ることとする。

## 6. 掃除

### ①動物飼育室

- i. 動物飼育室内の掃除は、動物を飼育している研究室が飼育期間中、責任をもって行うなお、複数の研究室が飼育している時は、協議して交替で行うものとする。
- ii. 動物飼育室内の掃除に当たっては、できるだけ塵埃、騒音をたてないように、床についてはモップ等を使用して行うこと。動物飼育室内においては電気掃除機を使用しないこと。
- iii. 飼育期間が長期にわたる場合は、ケージ、ラックの清掃を定期的に行うこととする。

### ②動物準備室

- i. 動物飼育室と同様、動物を飼育している研究室が飼育期間中、責任をもって室内の清掃を行うこととする。

### ③動物実験室

- i. 動物飼育室と同様、動物を飼育している研究室が飼育期間中、責任をもって室内の清掃を行うこととする。

### ④その他

必要に応じ、飼育室使用予定研究室より人数を供出して全体の大掃除をする。この時は予め動物実験倫理委員会より関係研究室へ日時等を連絡する。

# 坂戸動物実験センター使用要綱

2023年3月24日改定

## 1. 動物実験センターの区画

別図のように飼育準備室、飼育室、処置室、ホール・洗浄室等に区画されている。

## 2. 動物実験センターで飼育できる実験用動物

ラット、マウス、ハムスター、モルモット、スunksおよびウサギとする。

## 3. 動物実験を始める際の手順と提出書類

①動物実験開始 2週間前までに、「動物実験計画書」を動物実験倫理委員会に提出し、倫理審査を受け承認を得ること。

②動物実験開始 2週間前までに、動物実験センター利用の予約を共有フォルダ内の予約表に記載すること。

③動物実験に変更及び追加が生じた場合は「動物実験計画書」の変更・追加申請を動物実験倫理委員会に提出すること。

④動物実験の期間中、最低1回は自己点検票の記入を行うこと。

⑤動物実験が終了した場合、または、中止に至った場合には、「動物実験終了・中止報告書」を動物実験倫理委員会に提出すること。

⑥万が一、動物が逸走した場合には、捕獲網等を用いて逃亡を阻止すること。その上で、「動物の逸走に関する届出」を動物実験倫理委員会に提出すること。

⑦地震や火事等の不測の事態に備えて、動物実験を実施する前には「坂戸校舎実験動物緊急時対応マニュアル」に従った対応を熟知しておくこと。

## 4. 使用一般原則

①玄関で専用の履物に替えること

②飼育室内に入る者は、それぞれ専用のキャップ、作業衣、マスクを着用すること。

③人、動物、その他の物の移動は、別図の矢印の方向とする。

→：一步通行(飼育室→処置室・廊下：廊下・処置室から飼育室には戻れない)

⇄：どちらへも移動できる

④飼育室内の作業にさいしては、できるだけ塵埃等を発生させないようにすること。

特に、ケージ内の床敷きは委員会が指定したものを使用し、木製チップ類は使用しないこと。ただし、学生実験については、動物飼育室で飼育されていた実験用動物を生存したまま動物飼育室外へ持ち出すことを認める。この場合、一度持ち出した実験用動物を再び飼育室内に持ち込んで서는ならない。

⑤実験動物センターで飼育されていた実験用動物は、生存したままあるいは死骸の状態センター外に持ち出さないこと。

⑥処分すべき死骸等は、ウサギ室前の廊下に設置した専用冷凍庫内に紙で包装して保管すること。冷凍庫内が満杯になった際は、動物実験管理担当研究室<sup>\*</sup>へ連絡すること。

⑦動物実験センター内で共同使用する消耗品（一般固形餌、ゴミ袋、ペーパータオル、マスク、キャップ、洗剤、手洗い用石鹼液・殺菌消毒剤、スポンジ、給水瓶、飼料入れ）の購入については、動物実験管理担当研究室へ依頼をすること。

⑧飼育室内は、温度 23℃、湿度 50%で設定されている。異常がみられる場合には、至急、動物実験管理担当研究室へ連絡すること。

## 5. 飼育室等の使用目的等

### ①飼育室

i. 飼育室1は、かなり高度の清浄度を要する飼育実験あるいは1年以上の長期の飼育実験を行うために使用する。

ii. 飼育室2・3は、通常の短期飼育実験を行う場合に使用する。原則として飼育室2

はラット専用、飼育室3はマウス・その他の哺乳動物(ハムスター、モルモット、ス  
ンクス等)の飼育に使用するものとする。

iii. 飼育担当者は、特に飼育中の餌・床敷き等が床に散乱しないよう注意する。

②飼育準備室および飼育室1前室

i. 飼育室準備室は、餌類の調製やケージ類の準備、動物を秤量あるいは注射やその他  
の実験に使用した後、飼育室に戻す時に使用するものとする。

ii. 飼育室1用前室は、飼育準備室に準じて使用するものとする。

iii. 各室の利用者は、事後の清掃を必ず行うものとする。

③処置室1および2

i. いずれの処置室も、実験用動物を最終的に処分するさいに使用するもので、ここで  
最終的採血、解剖・臓器摘出等を行うものとする。

ここで使用するために各研究室が持ち込んだ器具類は、終了後に全て研究室に持ち  
帰ることとする。

ii. 処置室1は、飼育室1に付属するものとして使用するものとする。

iii. 処置室2は、飼育室2および3で飼育されていた動物を対象にして使用するものと  
する。

④ウサギ室

i. ウサギの飼育のために使用するものとする。飼育にさいしては、臭気、その他が他  
の区画に影響しないよう、掃除その他の処置をせねばならない。

6. 掃除

①飼育室内の掃除

i. 飼育室内の掃除は、その飼育室で動物を飼育している研究室が飼育期間中責任をも  
って行う。なお、複数の研究室が飼育している時は、協議して交替で行うものとす  
る。

ii. 飼育室内の掃除に当たっては、できるだけ塵埃、騒音をたてないように、床につい  
てはモップ等を使用して行うこと。飼育室内においては電気掃除機を使用しないこ  
と。

iii. ラック内の床部分は雑巾等で清拭した後、必要があればアルコールで消毒する。  
ただし、ラック前面のプラスチックカバーは雑巾等で拭いた後、乾いた雑巾で水滴  
を拭うこと。

②飼育準備室・前室の掃除

i. 飼育室と同様、動物を飼育している研究室が責任をもって室内の清掃を行うこと。

③処置室1の掃除

i. 飼育室1を使用している研究室が責任をもって常に清掃を行わねばならない。

④処置室2の掃除

i. 使用する研究室が責任をもって使用前後に掃除をせねばならない。

⑤洗浄室・廊下等の掃除

i. 飼育室使用研究室が他と同様に使用后、責任をもって掃除すること。

ii. シンクについては汚れを残さぬよう注意すること。

iii. これらの箇所の掃除は、電気掃除機・モップ・雑巾等を用いての清掃作業とする。

⑥その他

必要がある時は、実験センター使用予定研究室より人数を供出して全体の大掃除  
をする。この時は予め動物実験倫理委員会より関係研究室へ日時等を連絡すること  
になる。

研究棟 2 F ・ 配置図

